



平成 29 年 9 月 22 日

始良市農業委員会
会長 米迫 慎二 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

平成 29 年 4 月 10 日付け始農委第 34-3 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

始良市農業委員会会長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、平成28年11月24日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

農地

始良市（番地非表示）

- ① 本件土地の所有者を確認した文書（わかる文書）
- ② 所有者がA氏（住所非表示）と特定した又は特定できる文書
- ③ 本件土地に関する保存期限内の保有する文書すべて
（前回開示した起案日H25.9.11 始農委第437号は除く。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について一部開示の決定（以下「本件開示請求に係る決定」という。）を行い、平成28年12月8日に審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年3月3日に本件開示請求に係る決定（以下「本件処分」という。）についてこれを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」と略記）第4条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は平成29年4月10日に条例第19条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

本件処分により開示しない又は一部開示とされた公文書の開示を求めると
いうもの

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している内容は、おおむね次のとおりで
ある。

(要旨) 平成28年12月8日始農委670号で一部開示及び不開示とした3
件の文書の内

ア、始良市(番地非表示)の土地の所有者を確認した文書

イ、所有者がA氏であると特定できる文書

以上2件の文書について、情報公開での個人情報の扱い及び公文書の作成
が、法律、条例等無視し、勝手に行われている。

アについて

特定の個人を認識できるとして、住所のみ不開示としているが、不開示と
すべき氏名、開示とすべき住所等、戸籍法及び情報公開条例等に違反した、
開示の方法であり、市民課の扱いと違っている。住所も開示すべきではない
のか。

イについて

別紙(1)の文書をA氏に通知しているが、通知している文書は公文書か。
所有者を特定できる文書がないなら、相続人全員に通知すべきである。本件
は、公文書として作成すべきではない。しかし、公文書として作成している
のは、特定できる文書が存在しているからであり、特定できる文書の開示を
求める。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

①について

今回一部開示とした文書については、条例第7条第3号に該当する特定の個人を識別できる個人情報に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を含むため、一部開示とした。

②について

所有者がA氏と特定できる文書については、存在していない。よって、不開示とした。

第5 当審査会における審査

1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

年月日	審査経過の内容
平成 29 年 4 月 10 日	実施機関から諮問を受ける
平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年度第 1 回審査会 各委員に審査請求書、諮問書、弁明書を配付
平成 29 年 5 月 8 日	審査請求人に弁明書を送付
平成 29 年 5 月 19 日	審査請求人からお願い及び一部弁明に対する反論受領
平成 29 年 6 月 29 日	平成 29 年度第 2 回審査会 ・お願い及び一部弁明に対する反論を配付 ・審査請求内容の検討及び精査 ・審議
平成 29 年 7 月 5 日	反論書の提出に関する通知を送付
平成 29 年 7 月 13 日	審査請求人から「反論書について」受領
平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年度第 3 回審査会
平成 29 年 9 月 22 日	平成 29 年度第 4 回審査会

2 当審査会の本件処分にかかる判断及び判断理由

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 今回の諮問及び当審査会の職務について(審査の対象の限定)

今回の諮問は、情報公開制度における審査請求に係るものであり、当審査会
は条例第 2 条第 2 項に定める「公文書」(実施機関の職員が職務上作成・取得
し、組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの)の開示・不開示とい
う行政処分の妥当性について審査することになる。したがって今回当審査会は、
審査請求人の様々な意見や主張のうち、本件開示請求に係る公文書の開示・不
開示の妥当性に関する判断とは直接関係のない事項について、その当否を逐一
審査する必要はなく、また、当審査会の所掌範囲を超えることから、判断の対
象とすることができない。

(2) 条例第 7 条第 2 号を理由とした一部開示の妥当性について

本件請求文書の記載事項である住所については、「個人に関する情報で特定の
個人を識別することができるもの」であることから、不開示とした判断は妥当
である。

(3) 文書不存在を理由とする不開示処分の妥当性について

文書不存在を理由とする実施機関の不開示処分に不服がある場合、審査請求

人は、実施機関が当該文書を保有していると考え根拠を具体的に主張する必要があり、当審査会は、審査請求人の主張と実施機関の意見を比較検討した。その結果、文書の存在が確認されない限り、当該不開示処分は妥当であると判断することになる。要するに当審査会は、審査請求人の求める公文書を、実施機関が現に保有しているか否か、ということ審査する。

今回、審査請求人が開示を求めている当該公文書について、客観的に見て、存在し得ない文書である。よって、文書不存在を理由とする実施機関の不開示処分は妥当であると判断せざるを得ない。

(4) 適正な請求及び公文書の特定について

文書の開示を請求しようとする者は、条例第1条に定める本市情報公開制度の目的に即して適正な請求に努めることが求められている(条例第4条)。また、開示の請求に当たり、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定する必要がある(条例第6条第1項第3号参照)。つまり文書の開示請求に当たっては、実施機関がいかなる文書を現に保有しているか、ということ把握しておく必要がある。他方で、実施機関は、市民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し運用しなければならない(条例第3条)。

今回、審査請求人は、本件公文書を名称などで特定していないことから、そもそも開示すべき公文書が特定されていないのではないかと疑問がある。また、実施機関の職員が合理的な範囲内で、請求に係る公文書を特定することができる程度の具体的内容を十分に示しているとも言い難い。

実施機関は、従前の開示請求及びこれまでの関連する案件と併せて、該当すると思われる文書を探索し、開示可能な公文書は開示しており、本件処分は、条例第3条の趣旨に即し妥当であると判断する。

(5) 公文書の適正な管理

(1)で述べたとおり、本審査請求の背景である、帖佐第一地区土地区画整理事業に係る問題及びそれらに付随する相続にかかる問題並びに一部開示された文書の内容に関する件など本件開示請求以外の件については、今回の諮問とは別個の案件であるため当審査会の所掌範囲を超えており、判断の対象ではないが、当該事案について、実施機関が情報公開条例の適正な運用を図っていた或いは適切に公文書を作成し、管理していたとは言い難い。実施機関は条例第3条の「市民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」及び条例第25条の「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」との規定に基づき、開示請求等に対する適切な対応及び適正な公文書の作成並びに文書管理に努めるべきである。

以上5点を総合して判断すれば、請求人の請求には理由がなく、よって冒頭の第1「審査会の結論」に達した。

3 付記

当審査会は、処分に関する審査請求人及び実施機関の主張も検討したので、当該主張に対する判断及び判断理由を付記する。

審査請求人は、本件及びこれまでの関連する案件に関し更なる文書の開示を求めているが、本件審査請求の背景となっている当該土地の現況について、現在も登記

がなされていない現状及び実施機関が相続の手続きについて関わることもないことから、審査請求人が求める文書が存在しないことは明らかである。

また、当該土地の現況に関し、実施機関は、当時の処理の瑕疵を認め、本来存在すべき文書が存在しないことを明らかにしており、審査請求人はそれを以って、情報公開制度に基づく開示請求及び審査請求ではなく、次の段階の手続を検討すべきである。

本件はあくまで、情報公開制度に基づく開示請求に関し審議する場であって、公文書の開示・不開示の妥当性に関する判断とは直接関係のない事項について、その当否を逐一審査する必要はなくまた、その権限もない。実施機関が行った決定の妥当性について審査を行った結果、特に不自然、不合理とは言えない。よって、実施機関の決定は妥当である。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

山本 敬生
川崎 栄寿
鎌田 一典